

2020年6月29日
理事会文書第211号

東京大学教養学部長

東京大学教養学部学生自治会
東京大学教養学部学生自治会理事会

学生の経済状況に関する要望書

平素よりお世話になっております。新型コロナウイルス感染症の流行は一時的に穏やかになりました。教養学部においては数ヶ月に渡り様々な対策が講じられ、本会から一部不十分な点は指摘をいたしたものの、学生の学びの環境を維持しようと教学面で行われた取り組みは、他大学に比べて素早く、そして大きな成果を上げたと言えるでしょう。またその影で激務にあたられている教職員の皆様に敬意を表します。

さて、「リーマンショック超え」とも言われる大不況が感染症の流行中から始まっています。日本の大学においてこれは深刻な事態です。日本は高等教育の授業料が OECD 加盟国の中で最も高い国の一つであり、大学に通うためには家計から大きな支出が必要ですが、その家計が不安定となる事態に学生は直面しています。本会が実施したアンケートにおいても、多くの学生が経済的な影響を受けていることを裏付けるデータ、そして援助を求める声が多く集まりました。

これに対して各大学はそれぞれ学生への援助を行いました。本学においては、家計急変世帯への授業料免除のほか、「東京大学緊急給付型奨学金」の募集も行われました。世論を受けて文部科学省からも「学生支援緊急給付金」が創設されました。しかしながら、その金額や学生の実態を見れば、援助はまだ十分とは言えません。

よって本会は、本会第140期理事会第12回会議第10号決議（全会一致）および本会第140期自治委員会第2回会議第10号決議（賛成170／反対1／無効3）に基づき、教養学部長に対し本学本部や政府などに対しても現場から必要な要望を行いつつ、以下のとおり学生が安心して学べる環境を担保するよう要望いたします。

1. 東京大学緊急給付型奨学金について

東京大学緊急給付型奨学金は、5月15日頃発表された東京大学独自の給付金です。世帯収入の著しい減少だけでなく、学生本人のパートタイム労働による収入の著しい減少の場合も対象として1回5万円の支給を行うものです。

本会が実施したアンケートにおいては、生活への影響が出ている学生の多くが本人の収入減となっていることが確認されています。そうした中、大学独自の施策として給付金を設定したことは画期的でした。

しかしながらその回数および総額は十分とは言えません。Pre-Coronaにおいてパートタイム労働をする学生の多くは毎月数万～十数万円ずつの収入があったと見込まれ、雇用を失った学生の多くは未だ再就職できていないと考えられます。これから景気が悪くなるにつれて解雇等や倒産が増える可能性もあります。学生の経済状況は引き続きWith-Coronaである、またはこれからWith-Coronaとなることを踏まえ、追加募集と継続した援助を本部と協力して行うことを求めます。

①新たに経済状況が悪化した学生に向けて毎月追加募集を行うこと。

さらに、継続した援助があることが望ましいと考えます。

②経済状況が改善されない学生に対し、毎月支給を行うこと。

2. 学生支援緊急給付金について

学生支援緊急給付金は、本学において5月22日頃予告された政府の給付金です。世帯収入の著しい減少だけでなく、学生本人のパートタイム労働による収入の著しい減少の場合も対象として1回10万円ないし20万円の支給を行うものです。ただし条件は複雑です。(文科省資料参照：

https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007254_01.pdf)

さきに述べたように、学生本人の収入減を給付の対象としたことは一定評価すべきです。しかしながらその回数および総額は十分とは言えません。また条件も「最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断」と譲歩のあるものの、東大緊急給付型奨学金と比べても厳しいものとなっています。さらに大学ごとに推薦枠が決まっており、基準に達している場合でも援助が受けられない場合があります、大問題です。

学生の経済状況が引き続きWith-Coronaである、またはこれからWith-Coronaとなることを踏まえ、以下の対策を念頭に、基準の緩和、追加募集と継続した援助を政府と協力して行うことを求めます。

①推薦枠を廃止すること。(人数制限の撤廃)

②東京大学緊急給付型奨学金並みに基準を緩和すること。

③新たに経済状況が悪化した学生に向けて毎月追加募集を行うこと。

④経済状況が改善されない学生に対し、毎月支給を行うこと。

3. 住居について

住居については未だ援助が行き届いていません。

本会が実施したアンケートにおいては、親と同居している学生に比べ、そうでない学生が経済的影響を受けていることなどが確認されています。これらはPre-Coronaの実態として、家賃や炊事等一人暮らしにかかるコストが学生生活を圧迫していたこと、一人暮らしの学生が実家暮らしの学生よりもパートタイム労働をせざるを得ないという格差があったことを示しています。

さいわい、本学には学生寮があり、学生に直接住居を直ちに、かつ追加費用をかけずに提供することができます。(学生との取り決めで建設が確約された棟が未着工ながらも、立地のためか毎年空き部屋が存在します。) また女子学生の一部を対象とした家賃補助の仕組みが存在し、これを流用することで間接的に住居を支えることができます。

そこで、一人暮らしの学生の負担軽減のため住居についての援助を本部と協力して行う必要性を訴えます。以下、要求事項です。

①直ちに三鷹寮および豊島寮の中途入寮を募集すること。

②一人暮らしの学生に大きな負担がかかっていることを踏まえ、支援金や家賃補助など必要な援助を行うこと。

4. パートタイム労働について

Pre-Coronaにおいては、多くの学生がパートタイム労働をしていました。

(2018年学生生活実態調査ではアルバイト週0時間と回答した学生が23.2%) 労働の目的は必ずしも生活費と限りませんが、解雇等により1～3で述べたような問題が発生していることは紛れもない事実です。

本来、学生は賃労働をせずとも大学に通えるべきであり、再びこのような混乱をもたらさないよう、Post-Coronaにおいては改善がなされるものと期待しています。しかしながら各援助の枠からはみ出てしまった学生や、すぐに資金が必要な学生にとっては、再就職が必要な場合も想定されます。

Pre-Coronaにおいては学生支援課窓口の正面に求人情報の掲示板があり、職業のあっせんが行われてきました。With-Coronaにおいてもこのような機能が求められていることを訴え、暫時の要求とします。以下、要求事項です。

・オンラインで職業をあっせんすること。オンラインで完結する職業であればなおよい。